

第2編 盛土規制法の概要

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

巻末付録

盛土規制法の概要

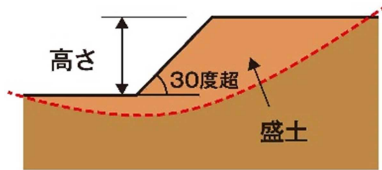
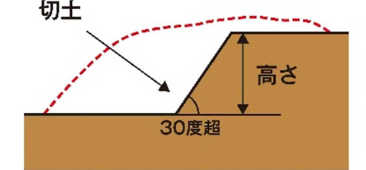
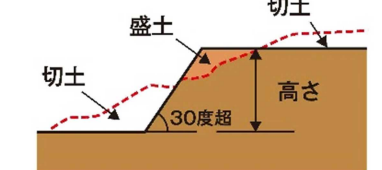
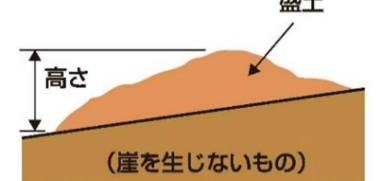
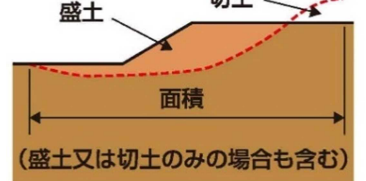
1

規制の対象

法第2条、政令第3～4条

規制区域内で行われる次の行為が規制の対象となります。

宅地造成・特定盛土等 (許可等の手続きは8ページ以降を参照)

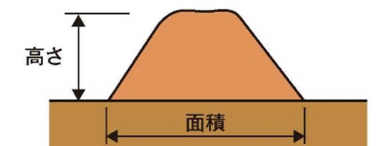

<p>①盛土で高さが1 m超の崖を生ずるもの</p>	<p>②切土で高さが2 m超の崖を生ずるもの</p>	<p>③盛土と切土を同時に行い、高さが2 m超の崖を生ずるもの (①②を除く)</p>
		
<p>④盛土で高さが2 m超となるもの (①③を除く)</p>	<p>⑤盛土又は切土をする土地の面積が500 m²超となるもの (①②③④を除く)</p>	<p><例えば・・・></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地を造成するための盛土・切土 ・残土処分場における盛土・切土
		

※「崖」とは、地表面が水平面に対し、角度が30度を超える土地を指します。

(風化していない硬岩盤を除く)

※平坦地での埋立ての取扱いは、32ページ参照

土石の堆積 (許可等の手続きは18ページ以降を参照)

<p>⑥最大時に堆積する高さが2 m超となるもの (許可等の対象は、面積が300 m²超のもの)</p>	<p>⑦最大時に堆積する面積が500 m²超となるもの (⑥を除く)</p>	<p><例えば・・・></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストックヤードにおける土石の仮置き
		

※一時的な土石の積み重ねであり、計画期間後に土石を除却するものが該当します。

2

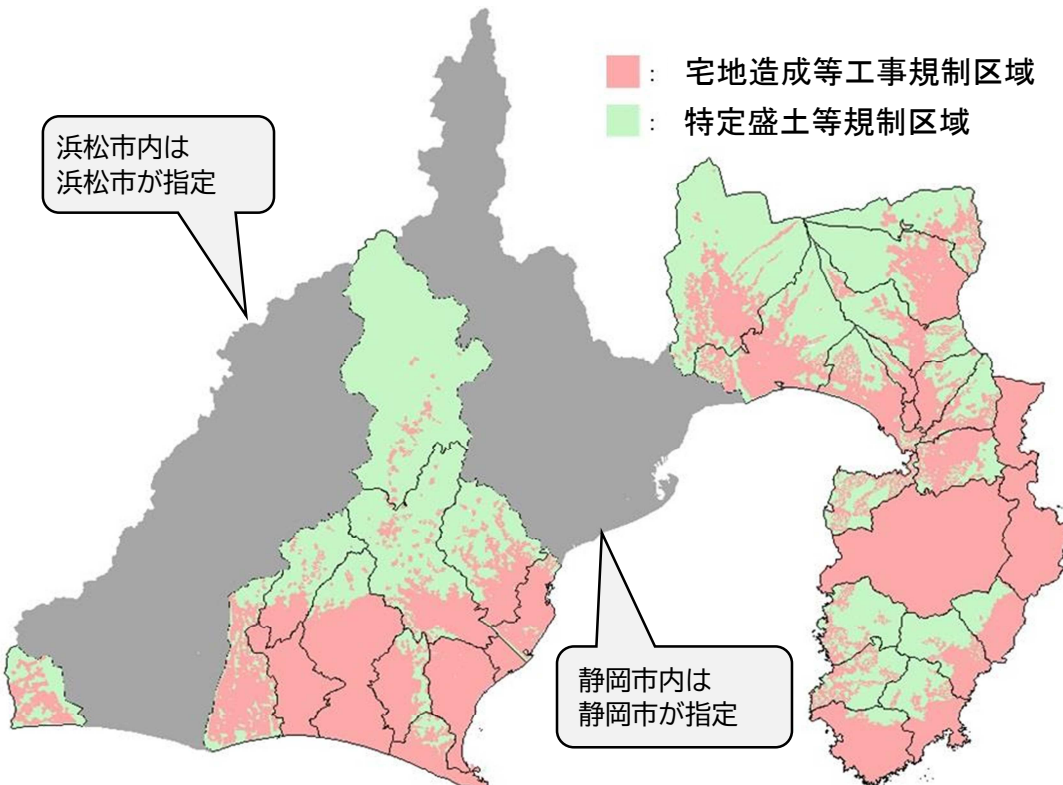
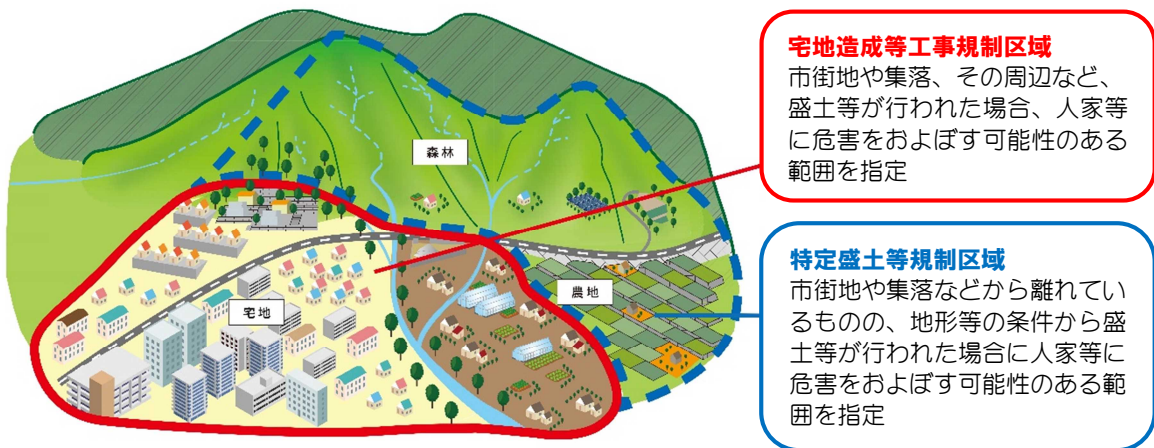
規制区域

法第10・26条

盛土規制法では、盛土等の崩壊により人家等に危害を及ぼしうる区域を、都道府県知事等が規制区域として指定します。

規制区域内で行われる「宅地造成・特定盛土等」と「土石の堆積」が規制の対象となり、許可や届出が必要となりますが、静岡県内は全域（静岡市及び浜松市を除く）がいずれかの区域に指定されます。

また、規制区域は「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の2種類がありますが、静岡県（静岡市及び浜松市を除く）では、特定盛土等規制区域の許可対象規模を宅地造成等工事規制区域に合わせていることから、いずれの区域でも同じ規制内容となります。



(注) 詳細な区域図は、静岡県ウェブサイトでご確認いただくことができます。

第2編 盛土規制法の概要

第1編

第2編

第3編

第4編

第5編

第6編

巻末付録

盛土規制法の概要

3

許可・届出の概要

法第12条・21条第1・3・4項・30条ほか

規制区域内で行われる以下の行為について、許可や届出の手続きが必要となります。また、盛土規制法の手続きとは別に、盛土環境条例の手続きが必要となる場合があります。詳しくは「第5編 盛土環境条例」をご覧ください。

No.	行為種別	規模	着手日	必要な手続き
1	宅地造成又は 特定盛土等	4ページの規模 を超えるもの	R7.5.26 以降	許可申請 (8ページへ)
2		(いずれか1つで も該当する場合)	R7.5.25 以前	届出 (30ページへ)
3		4ページの規模 以下のもの	—	規制の対象外
4	土石の堆積	4ページの規模 を超えるもの	R7.5.26 以降	許可申請 (18ページへ)
5		(いずれか1つで も該当する場合)	R7.5.25 以前	届出 (30ページへ)
6		4ページの規模 以下のもの	—	規制の対象外
7	擁壁・崖面崩壊防止施設・ 排水施設等の除却	—	—	届出 (30ページへ)
8	公共施設用地の 宅地・農地等への転用	—	—	届出 (30ページへ)

(—：規模や着手日の影響を受けない場合)

4

監督処分

法第20・39条

法令に違反した場合は、重い監督処分の対象となります。

- ・偽り等により許可を不正に取得した場合
- ・許可条件に違反する工事をした場合

許可取消し

- ・無許可工事、許可条件に違反する工事
- ・技術的基準に適合しない工事
- ・中間検査を申請しないで施行する工事

工事の施行停止
災害防止措置

- ・無許可工事がされた土地
- ・完了検査、土石の除去の完了確認がない土地
- ・工事に関する中間検査を申請しない土地

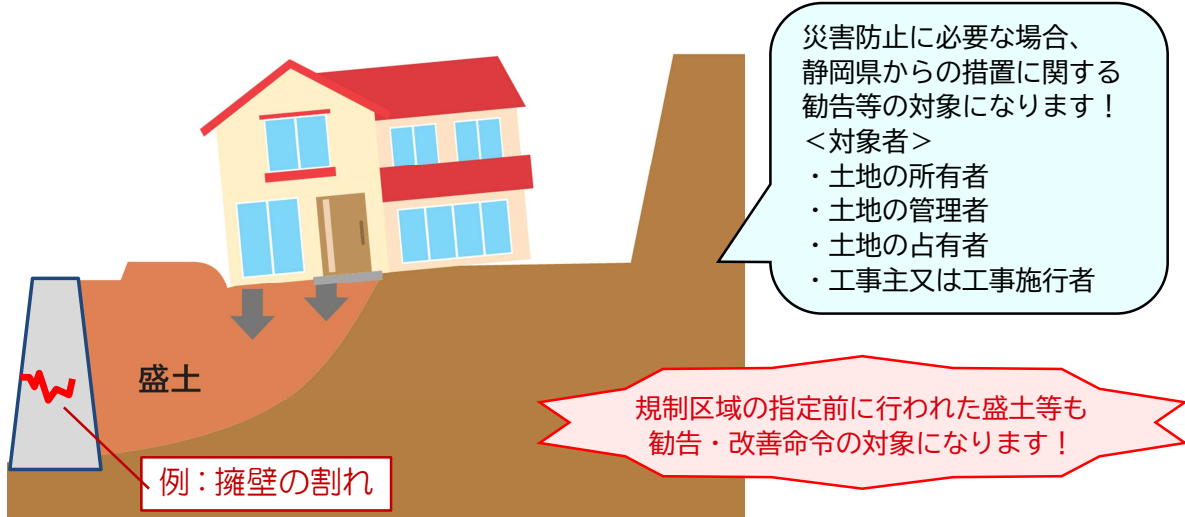
土地の使用禁止・制限
災害防止措置

5

土地の保全等

法第22・23・41・42条

土地の所有者等は、宅地造成等（規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持しなければなりません。



6

罰則

法第55～61条

法令に違反した場合は、重い罰則の対象となります。（主な罰則は以下のとおり）

